

全国中学校高等学校オリエンテーリング選手権大会 開催基準

全国高校生中学生オリエンテーリング連盟

第1章 総則

1. 目的

全国高校生中学生オリエンテーリング連盟（以下「本連盟」という）は、全国中学校高等学校オリエンテーリング選手権大会（以下「大会」という）を開催し、運営するためにこの基準を定める。

2. 大会の目的

大会は、教育活動に関連し、高等学校、中学校（中等教育学校、義務教育学校後期課程を含む）生徒に広くオリエンテーリング競技実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的とする。

3. 運営団体の構成

3.1. 主催

大会の主催は、本連盟とする。

他の競技会と併催する場合には、その主催者を共催者とすることができる。

3.2. 後援

大会の後援は、公益社団法人日本オリエンテーリング協会（以下「JOA」という）並びに開催地方公共団体及び開催地方公共団体教育委員会等で、名義使用許可を得られたものとする。

3.3. 主管

大会の主管は、原則として本連盟 OS 会（以下「OS 会」という）が行う。

3.4. 協賛

大会には、協賛を設けても良い。

4. 開催地と日程

4.1. 開催地と日程の決定

大会の開催地と日程は、開催の 6 ヶ月前までに本連盟全国中学校高等学校オリエンテーリング選手権大会委員会（以下「大会委員会」という）が決定し、ブリテン1に掲載することで公表する。

大会の開催地と日程を決定する方法は、「全国中学校高等学校オリエンテーリング選手権大会の開催日程と開催地の決定要領」に定める。

大会の開催地若しくは日程又はその両方が開催の 6 ヶ月前までに決定できない場合、本連盟理事会の承認を受けなければならない。

4.2. 開催地と日程の変更

大会の開催地と日程をやむを得ない事情で変更する場合は、本連盟理事会の承認を必要とする。変更の内容は速やかに公表しなければならない。

4.3. 日程の分割

大会は、種目ごとに日程を分割することができる。

日程を分割する場合、本連盟理事会の承認を必要とする。

第2章 運営・組織

5. 実行委員会

5.1. 実行委員会の設置

主管者は大会のために実行委員会を設置する。

5.2. 実行委員会の規程

実行委員会の規程には、次の内容を明記する。

(1) 名称

- (2) 目的
- (3) 組織
- (4) 役員
- (5) 管掌内容
- (6) 経理方法
- (7) その他必要な事項

5.3. 実行委員会の事務局

実行委員会は、事務局を設ける。

5.4. 承認事項

次の事項については、大会委員会の承認を受けなければならない。

- (1) 大会運営の予算及び決算
- (2) ブリテン1、ブリテン2及びブリテン3
- (3) その他大会委員会で必要と認める事項

次の事項については、会長の承認を得なければならない。

- (1) 実行委員会規程・役員
- (2) その他必要と認める事項

5.5. 報告書

実行委員会は大会終了後、できるだけ速やかに事業報告書を作成し、大会委員会に提出及び公開する。

6. 大会参加料等

参加者から徴収する料金の名目及び金額は、大会委員会の承認を得なければならない。

7. 大会の経費

大会の準備並びに運営のための経費は本連盟拠出金、参加料、寄付金、協賛金等でまかなう。

8. 運営役員・イベントアドバイザー

主要な運営役員及びイベントアドバイザーは、大会に関する規則類に関して熟知していなければならない。

イベントアドバイザーが大会に関する規則類に関して知識が不足している場合、大会委員会は大会監査を派遣する。

第3章 競技

9. 競技規則

9.1. 適用

大会は、競技の実施にあたり、本基準で特に定める内容を除き、JOAの定める「日本オリエンテーリング競技規則」（以下、「競技規則」という）を適用する。

大会は、競技の実施にあたり、本基準と本連盟で関連して規定する規程類で特に定める内容を除き、競技規則の関連規則類を適用する。

9.2. 対応

大会は、オリエンテーリングの競技会である。ただし、日程を分割した場合、それぞれの日程が競技会である。

競技の水準は公認大会と同程度とする。

競技規則上でJOAに対して行うべき、又はJOAが行うとされている行為に関して、必要に応じて本連盟理事会が機能を代行する。

特に定めがない場合、本規則内で使用する用語は、競技規則で定められた定義で使用する。

9.3. 補足

公認大会と同程度の競技の水準を確保するにあたって、大会の特性に対して不足する競技規則及び競技規則の関連規則類の項目は、本連盟が補足規程を定める。

10. 種目

各種目は昼間のフット・ポイントオリエンテーリング競技とする。

種目は、個人競技と団体競技について、距離による区分によりそれぞれ一つまたは複数設置する。

当該年度に設置する種目は、開催計画に記載することで公表する。

10.1. 個人競技

個人競技を複数種目設置する場合、種目にはレース距離による分類を用いる。その他の距離による競技は認めない。

個人競技を1種目のみ行う場合、レース距離による分類を行い、ブリテンに記載する。ただし、明確に分類できない場合や、その他の距離による競技にあたる場合は、分類を示さない。

個人競技は、インターバル・スタートによる単一レース競技とする。ただし、スプリント競技は予選・決勝レース競技としてもよい。

10.2. 団体競技

団体競技は、3名による学校対抗のリレー競技として行う。マス・スタートによる単一レース競技とする。

リレー競技を複数種目行う場合、種目は（フォレスト・）リレー競技とスプリント・リレー競技とする。

リレー競技を1種目のみ行う場合、（フォレスト・）リレー競技とする。

団体競技では、運営上支障がなければ、1校あたり2チームの出場を認めてもよい。この場合、2チームのうち上位のチームの記録を当該校の記録とし、他方を参考記録とする。

11. 参加区分

11.1. 階級

大会の各種目には、教育段階の別に次の階級を設ける。

- (1) 中学生クラス 中学校（義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む）の生徒を対象とする。
- (2) 高校生クラス 高等学校（中等教育学校後期課程を含む）の生徒を対象とする。

11.2. 性別

大会の各競技は、男女別で行う。女子の男子クラスへの参加は認めない。

12. 選考

各種目は、参加者・参加校数及び競技者の技術水準を調整する目的で、必要な場合には事前に選考を実施し参加を制限する。

選考の実施方法は、「全国中学校高等学校オリエンテーリング選手権大会選考規程」に定める。

13. 併設競技

各種目には、併設競技を設けてもよい。併設競技のうち、青少年を対象とするものは、教育段階で区分することが望ましい。

併設競技の標準的な実施方法は、「全国中学校高等学校オリエンテーリング選手権大会の併設競技の実施方法の標準」に定める。

第4章 行程・行事

14. 競技会についての情報

14.1. 開催計画

大会委員会は、大会開催前年度の12月31日までに開催計画を作成し、公表する。

開催計画には少なくとも次の内容を記載する。

- (1) 日程の分割の有無
- (2) 設置する種目
- (3) 各日程に設置する種目及び、各日程のおおよその時期（日程を分割する場合に限る）
- (4) 大会委員会による広報の方法
- (5) 大会委員会の連絡先

開催計画の内容をやむを得ず変更する場合、周知広報を速やかに行う。

14.2. ブリテン

ブリテン1、ブリテン2及びブリテン3には、競技規則に定める内容に加えて、次の内容を記載しなければならない。

- (1) 引率、同伴（ブリテン1では必要な場合のみ）
- (2) 宿泊
- (3) 食事の提供（ブリテン1では必要な場合のみ）

15. 参加資格

15.1. 中学生クラス

中学生クラスに参加する条件は以下の通りとする。

- (1) 競技者は、学校教育法第1条に規定する中学校（義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む）に在籍する生徒であること。
- (2) 競技者は、本連盟の加盟員に所属しているか、個人加盟員であり、選手登録をしていなければならない。本連盟理事会が特に定めた場合、これに加えて JOA に競技者登録をしていなければならない。
- (3) 大会開催年度に達する年齢は15歳以下でなければならない。但し、同一種目への出場は3回までとする。（「出場」とは登録やエントリーではなく、競技への出場回数をさす。）

15.2. 高校生クラス

高校生クラスに参加する条件は以下の通りとする。

- (1) 競技者は、学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）に在籍する生徒であること。
- (2) 競技者は、本連盟の加盟員に所属しているか、個人加盟員であり、選手登録をしていなければならない。本連盟理事会が特に定めた場合、これに加えて JOA に競技者登録をしていなければならない。
- (3) 大会開催年度に達する年齢は18歳以下でなければならない。但し、同一種目への出場は3回までとする。（「出場」とは登録やエントリーではなく、競技への出場回数をさす。）
- (4) チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
- (5) 複数校合同チームの大会参加は認めない。但し、統廃合の対象となる学校については、統廃合完了前の2年間に限り合同チームによる大会参加を認める。
- (6) 転校・転籍後6ヶ月未満のものは参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる）但し、一家転住などやむを得ない場合は、本連盟会長の認可があればこの限りでない。

15.3. 大会参加の特例

15.2(1)(2)又は15.3(1)(2)の条件を満たさない者のうち、次の基準を満たす者は、当連盟会長の推薦で参加を認める。

- (1) 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍しているとともに、本連盟の加盟員に所属しているか、又は個人加盟員であること。

(2) 以下の条件を具備すること

(ア) 大会参加資格を認める条件

- ① 本連盟の活動を理解し、それを尊重すること。
- ② 参加を希望する学校にあっては、学齢、修学年限ともに中学生クラスでは中学校、高校生クラスでは高等学校と一致していること。また、広域通信制連携校の生徒による混成は認めない。
- ③ 各学校にあっては、活動時間等が中学校、高等学校に比べて著しく均衡を失することなく運営が適切であること。

(イ) 大会参加に際し守るべき条件

- ① 大会開催基準を遵守し、大会の円滑な運営に協力すること。

16. 複数校グループ

大会の参加にあたっては、複数校が一つのグループとして行動してもよい。ただし、実行委員会との協議を必要とする。

17. 引率・同伴

17.1. 引率者

引率者は、当該校（複数校グループでは当該グループに含まれる学校）の教員とする。校長の認める者であることが望ましい。引率者のうち1名を引率責任者とする。

17.2. 併設競技の参加者

12に定める併設競技の競技者であり、当該校（複数校グループでは当該グループに含まれる学校）の生徒は選手団に同行してもよい。

17.3. その他の同行者

引率者及び併設競技の参加者以外の者が同行する場合、引率者がいる場合には引率責任者、引率者がいない場合には大会委員長の承認を受ける必要がある。

17.4. 代表者

引率者がいる場合、引率責任者を当該校（グループ）の代表者とする。

引率者がいない場合、競技者、17.2の併設競技の参加者又は17.3のその他の同行者の中から、当該校（グループ）の代表者を1名選ぶ。

17.5. チーム・オフィシャル

当該校（グループ）の代表者は、チーム・オフィシャルである。

チーム・オフィシャルは、競技者、17.1 の引率者、17.2 の併設競技の参加者又は 17.3 のその他の同行者でなければならない。

実行委員会の判断で、チーム・オフィシャルの人数に上限を設けても良い。

18. 参加申込

参加申込は、実行委員会が大会委員会に承認を得た方法で受け付ける。

申込期限は、開催日の 3 週間ないし 4 週間前を目安に、大会委員会が決定する。

申込みの詳細については、ブリテン 2 に従う。

申込期限を過ぎた場合は参加できない。

19. 宿泊・食事

19.1. 宿泊

日程、参加者数、開催地の受け入れ能力、交通アクセス及びその他関係する条件を考慮し、必要な場合、宿舎を指定するか、宿泊施設を斡旋する。

宿舎を指定した場合、競技者は指定した宿舎に指定された期間宿泊しなければならない。ただし、やむを得ない事情と大会委員会が認める場合、この限りではない。

19.2. 食事

競技実施日の昼食は、原則として実行委員会が提供する。

朝食、夕食及び競技実施日以外の昼食は、必要な場合実行委員会が提供する。

20. 交通

競技会場や宿舎へは、公共交通機関でアクセスできるようにする。シャトルバス等を設定しても良い。

シャトルバスを設定する場合は、受益者負担を原則とする。

21. 大会の式典・表彰

21.1. 大会の式典

大会の開会式及び閉会式については、大会委員会と実行委員会が協議し決定する。

21.2. 表彰

各種目とも、上位入賞者又は入賞校に賞状を授与する。入賞数は次の通りとする。

(1) 個人競技 6名

(2) 団体競技 3校

メダル授与対象は次の通りとする。

(1) 個人競技 3名

(2) 団体競技 3校

優勝杯は次の種目の優勝者又は優勝校に授与する。

(1) 個人競技（個人競技が複数ある場合はロング・ディスタンス競技）の高校生・中学生クラス

(2) 団体競技（団体競技が複数ある場合は（フォレスト・）リレー競技）の高校生・中学生クラス

優勝杯は持ち回りとする。

第5章 雑則

22. 緊急時の対応

緊急時の対応については、実行委員会が別に定める。

23. 補則

この開催基準に定めるもののほか、大会を開催し、運営するために必要な事項については、大会委員会において審議し、決定する。ただし、本連盟理事会での判断を求める必要のある事項と認めるときは、意見を付して理事会に提議しなければならない。

附則

この基準は第35回大会より適用する。ただし、第35回大会に対しては、理事会で必要な経過措置を定める。

2021年4月1日 施行

附則（2021年6月20日改正）

この基準の改正は第36回大会より適用する。

2021年6月20日 施行

附則（2021年8月20日改正）

この基準の改正は第36回大会より適用する。

2021年8月20日 施行